

事 務 連 絡

令和 8 年 8 月 2 6 日

生活保護法指定医療機関 各位

奈良県吉野福祉事務所長

医療券の発行依頼等に関するルールの策定について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

当所は令和 7 年 8 月 1 日から被保護者の医療扶助に係るオンライン資格確認（以下「医オン資」という。）の運用を開始しています。運用から一年が経過し、運用における課題等も見えてきた次第であります。

つきましては、裏面のとおり医療券の発行依頼等に関するルールを策定しましたので、ご案内申し上げます。同ルールは令和 8 年 1 0 月 1 日より運用していきます。

* 医療扶助オンライン資格確認では、医療券情報の一括取得機能が存在しています。一括取得機能を活用することで、受給者番号を知らない場合でも受給者番号を含めた医療券情報を取得することが可能です。システム事業者へのご確認をお願いします。

* 医オン資対応医療機関は、厚生労働省 HP「医療扶助のオンライン資格確認」の「医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト」を参考にしております。該当リストに掲載されているが医オン資非対応である医療機関はご連絡ください。

〈参考〉

医療扶助のオンライン資格確認参加医療機関・薬局リスト（R8.8.3）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001733008.xlsx>

* 吉野福祉事務所の HP にも掲載する予定です。

【お問い合わせ先】

〒639-3111

奈良県吉野郡吉野町上市 1 3 3

奈良県吉野福祉事務所

保護課 岩田

TEL:0746-32-5315（直通）

医療券の発行依頼等に関するルール（令和8年10月1日開始）

●医療券の登録について

変更前	変更後
・保護変更申請書（傷病届）の提出 ・各医療機関からの発行依頼 ・訪問看護指示書の提出	・（削除） ・各医療機関からの発行依頼 ・訪問看護指示書の提出

●紙の医療券の発行依頼期限と発送時期について

		変更前	変更後
第1回	依頼期限	特になし	第3水曜日 (祝日は翌営業日)
	発送	26日前後	26日前後
	発送対象	継続分の翌月医療券 新規分の当月医療券	継続分の翌月医療券 第3水曜日までに依頼のあった新規分の 当月医療券
第2回	依頼期限	特になし	月末日 (土日祝は翌営業日)
	発送	随時	翌月5日前後
	発送対象	随時依頼された医療券	本人支払額掲載の翌月医療券 月末日までに依頼のあった新規分の当 月医療券

* 電子は、原則毎週月曜日に発行されます。

* 依頼期限以降に依頼のあった医療券は、次回に発送します。

* 発行依頼は、新規患者分のみです。医療券は原則、6か月継続して発行します。

* 9月分本人支払額掲載医療券は9月5日前後に発送します。

●医療券の発行方法について

	変更前	変更後	
マイナンバーカード 保有	電子のみ	初月	電子のみ
		2か月目以降	
マイナンバーカード 非保有	電子と紙の両方	初月	電子と紙の両方
		2か月目以降	電子のみ

* 医オン資非対応医療機関の場合、従前どおり紙での発行となります。